越知町立越知小学校 学校運営協議会運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 第47条の5の規定に基づき設置する。越知町立越知小学校学校運営協議会(以下「協議 会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

- 第2条 協議会は、越知小学校区の地域の住民及び越知小学校に通学する児童の保護者(以下「地域住民等」という。)が、学校運営に参画することにより、次の各号に掲げる事項の達成を目的とする。
 - (1) 地域社会・学校・家庭の三者が協働して、教育活動等に対し、主体的・積極的に支援・協力をするとともに、一体となって学校運営や児童の健全育成に取り組むこと。
 - (2) 地域住民等のニーズを的確に学校運営に反映させ、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進すること。
 - (3) 地域社会・学校・家庭が協働して、それぞれの教育力を高めていくこと。

(協議会の委員)

- 第3条 協議会は、10名以内の委員をもって組織し、次の各号の掲げる者のうちから、教育委員会 が、委嘱し、又は任命する。
 - (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 学校関係者
 - (4) 学識経験者
 - (5) その他教育委員会が適当と認めた者
 - 2 校長は、委員を推薦することができる。
 - 3 委員の欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

(協議事項)

- 第4条 学校長は、次の各号に掲げる事項に関する基本的な方針について協議会の承認を得るものとする。
 - (1) 教育目標や経営方針に関すること
 - (2) 教育課程の編制に関すること
 - (3) 学校評価に関すること
 - (4) 施設管理及び施設整備等に関すること
 - (5) その他校長が必要と認める事項
 - 3 本協議会は、学校の運営について、地域住民等の理解と協力、参画等が促進されるよう 支援する。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、学校の運営について、地域住民等の理解と協力、参画等が促進されるよう支援する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。但し、第3条3項により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、設置校の指定期間が満了したとき、又は指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(守秘義務等)

- 第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。
 - 2 前項のほか、委員は、次の各号に揚げる行為をしてはならない。
 - (1) 協議会及び学校の運営や教育活動に支障をきたす行為を行うこと。
 - (2) 委員としての地位を営利目的、政治行為、宗教活動等に不当に利用すること。
 - (3) 委員たるにふさわしくない行為を行うこと。

(会長及び副会長)

- 第8条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
 - 2 副会長は、委員の中から、会長が指名する。
 - 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときに、その職務を代理する。
 - 5 校長及び教職員は、会長及び副会長になることはできない。

(会議)

- 第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が、その議長となる。
 - 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席議員の過半数で決め、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(その他)

第 10 条 この細則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、校長と会長の協議の うえ、協議会の承認を得て定める。

附則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。